

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和4年8月30日（火） 10：00～10：08

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：岸 田 文 雄 内閣総理大臣
寺 田 稔 国務大臣（総務大臣）
葉 梨 康 弘 国務大臣（法務大臣）
林 芳 正 国務大臣（外務大臣）
鈴木 俊 一 国務大臣（財務大臣、内閣府特命担当大臣）
永 岡 桂 子 国務大臣（文部科学大臣）
加 藤 勝 信 国務大臣（厚生労働大臣）
野 村 哲 郎 国務大臣（農林水産大臣）
西 村 康 稔 国務大臣（経済産業大臣、内閣府特命担当大臣）
斉 藤 鉄 夫 国務大臣（国土交通大臣）
浜 田 靖 一 国務大臣（防衛大臣）
松 野 博 一 国務大臣（内閣官房長官）
河 野 太 郎 国務大臣（デジタル大臣、内閣府特命担当大臣）
秋 葉 賢 也 国務大臣（復興大臣）
谷 公 一 国務大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣）
小 倉 將 信 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
高 市 早 苗 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
岡 田 直 樹 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
欠 席 者：西 村 明 宏 国務大臣（環境大臣、内閣府特命担当大臣）
山 際 大志郎 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
陪 席 者：木 原 誠 二 内閣官房副長官
磯 崎 仁 彦 内閣官房副長官
栗 生 俊 一 内閣官房副長官
近 藤 正 春 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

- 一般案件 2件
- 国会提出案件 1件
- 政令 4件
- 人事 2件
- 配布 2件

いずれも、案件表のとおり、決定、了解等となった。

議事内容：

○松野国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、磯崎副長官から御説明申し上げます。

○磯崎内閣官房副長官：一般案件等について、申し上げます。まず、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更」について、御決定をお願いいたします。本件は、コロナ禍の影響を踏まえ、特定技能外国人の受入れ見込数の見直しなどを行うものであります。

次に、「ベリーズ国」駐日特命全権大使の接受について、御決定をお願いいたします。本件は、9月2日、信任状捧呈の予定であります。

次に、「破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告」について、御決定をお願いいたします。本件は、金融再生法に基づき、令和3年度下期の破綻金融機関の処理状況等について、国会に報告するものであります。

次に、政令4件について、御決定をお願いいたします。まず、「植物防疫法の一部改正法の施行期日令」は、同改正法の施行期日を令和5年4月1日とするものであり、「同改正法の施行に伴う関係整備等政令」は、輸出植物等の検査の一部を実施する登録検査機関に関する規定の整備等を行うものであります。

次に、「資源有効利用促進法施行令の一部改正令」は、再生資源の利用の促進に関する勧告等の対象となる事業者の要件を改めるものであります。

次に、「建築基準法施行令の一部改正令」は、一定の基準に適合する煙突などの工作物の構造に関し、規制の合理化を図るものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、西村経済産業大臣が、G20エネルギー移行大臣会合出席等のため、9月1日から4日まで、河野デジタル大臣が、G20デジタル大臣会合出席等のため、本日から9月3日まで、それぞれ海外出張されますので、御了解をお願いいたします。

次に、新里米吉外136名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。

次に、配布資料といたしまして、「労働力調査報告」があります。本件につきましては、後程、総務大臣及び、関連して厚生労働大臣から御発言があります。

○松野国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、総務大臣。

○寺田国務大臣：本日、労働力調査結果を公表いたしました。その主なポイントは、次のとおりです。7月の就業者は6,755万人と、1年前に比べ2万人減少し、4か月ぶりの減少となりました。季節調整値で前月からの増減をみると、完全失業者は4万人減少し、完全失業率は2.6パーセントと、前月と同率となりました。今後も就業者や完全失業者などの状況を注視してまいります。

○松野国務大臣：次に、厚生労働大臣。

○加藤国務大臣：令和4年7月の有効求人倍率は、季節調整値で1.29倍と、前月を0.02ポイント上回り、都道府県の有効求人倍率は、すべての都道府県で1倍を上回りました。また、正社員有効求人倍率は、1.01倍と、前月を0.02ポイント上回りました。求人・求職の動向や、総務大臣から報告のありました労働力調査の結果をみますと、現在の雇用情勢は、求職者が引き続き高水準にあるなど、

一部に厳しさがみられるものの、緩やかに持ち直しています。今後とも、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に留意する必要があると考えています。引き続き、雇用と生活をしっかりと守るため、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況にある方々への支援や「成長と分配の好循環」実現のための人への投資を行うとともに、求職者の方が置かれている状況に応じた、きめ細かな就労支援に取り組んでいきます。

○松野国務大臣：次に、私から、G7広島サミットに係る関係閣僚会合の開催について、申し上げます。来年のG7広島サミットに係る関係閣僚会合について、これまで検討を進めてまいりましたが、今般、外務大臣会合を長野県軽井沢町において、財務大臣・中央銀行総裁会議を新潟県新潟市において、それぞれ開催することを決定いたしました。また、その他の関係閣僚会合については、国際社会が直面する諸課題を踏まえ、次に述べる会合を開催することとしました。それぞれの開催地については、引き続き所要の調整を行い、来月の然るべき時期に決定、公表する考えです。科学技術大臣会合、男女共同参画・女性活躍担当大臣会合、内務・安全担当大臣会合、デジタル・技術大臣会合、貿易大臣会合、教育大臣会合、保健大臣会合、労働雇用大臣会合、農業大臣会合、気候・エネルギー・環境大臣会合、交通大臣会合、都市大臣会合。関係各府省庁におかれては、開催する関係閣僚会合の意義を十分に踏まえ、その成功に向けて準備を進めていただきたいと存じます。

次に、外務大臣。

○林国務大臣：官房長官からお話がありましたとおり、来年のG7外務大臣会合を長野県軽井沢町にて開催することとなりました。外務省としては、G7広島サミットと共に、外務大臣会合についても、会議の円滑な開催に万全を期すべく、関係機関及び開催地の自治体と連携し、準備に取り組む考えであります。

○松野国務大臣：次に、財務大臣。

○鈴木国務大臣：官房長官からお話がありましたとおり、来年のG7財務大臣・中央銀行総裁会議を新潟県新潟市にて開催することとなりました。財務省としては、会議の円滑な開催に万全を期すべく、関係機関及び開催地の自治体と連携し、諸準備に取り組む考えであります。

○松野国務大臣：次に、文部科学大臣。

○永岡国務大臣：文化審議会文化功労者選考分科会に属すべき委員につきまして、別紙のとおり、井上洋一ほか11名を9月2日付けで指名いたしたいので、御了解願います。

○松野国務大臣：次に、内閣総理大臣から御発言がございます。

○岸田内閣総理大臣：西村康稔大臣及び河野大臣は、それぞれ海外出張いたしますが、その出張不在中、岡田大臣を経済産業大臣の臨時代理及び原子力損害賠償・廃炉等支援機構担当大臣の事務代理に、小倉大臣をデジタル大臣並びにデジタル改革、消費者及び食品安全担当大臣の事務代理に、それぞれ指定又は命じることといたします。

○松野国務大臣：これもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

閣議案件 〔 令和4年 〕 (火)
8月30日

◎一般案件

- 資料あり ○ 特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について（決定）
〔 法務省・警察庁・外務・厚生労働・ 〕
農林水産・経済産業・国土交通省
- 資料なし ☆ ベリーズ国特命全権大使キャンデイス・ピッツの
 接受について（決定）（外務省）

◎国会提出案件

- 資料あり ○ 破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等
 に関する報告について（決定）（金融庁・財務省）

◎政 令

- 資料あり ○ 植物防疫法の一部を改正する法律の施行期日を定
 める政令（決定）（農林水産省）
- 〃 ○ 植物防疫法の一部を改正する法律の施行に伴う関
 係政令の整備及び経過措置に関する政令（決定）
 （農林水産・財務省）
- 〃 ○ 資源の有効な利用の促進に関する法律施行令の一
 部を改正する政令（決定）
 （国土交通・経済産業省）
- 〃 ○ 建築基準法施行令の一部を改正する政令（決定）
 （国土交通省）

◎人 事

- 資料なし ☆ 経済産業大臣西村康稔外1名の海外出張について
 （了解）
- 資料あり ☆ 元沖縄県議会議員新里米吉外136名の叙位又は
 叙勲について（決定）

◎ 配 布

☆ 労働力調査報告

(総務省)

☆ 香川県知事選挙結果調

(同上)

[○署名あり ☆署名なし]